

決算

平成29年度決算 一般会計の 決算概要

9月に開かれた第3回町議会定例会で、平成29年度一般会計、各特別会計および企業会計の決算が認定されました。今月の特集では、年度始めに立てられた予算に対し、1年間でどれくらいのお金がどのように使われたのかをお知らせします。また、8・9ページでは、平成29年度決算に基づく健全化判断比率等を公表します。

町 では、皆さんから納めていただいた町民税や固定資産税、国や道からの交付金などをとくに、住みよいまちづくりを進めています。

決算は、町に入ってきたお金（歳入）と、町が使ったお金（歳出）を分かりやすくまとめたものです。まちづくりを進めるうえで、どのような事業にどれくらいのお金が使われたのか、決算を見ると明らかになります。

平成29年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入が72億3503万円、歳出が70億4736万円、差引額は1億8767万円となりました。

歳 入は、その財源の性格から、『自主財源』と『依存財源』に分けられます。

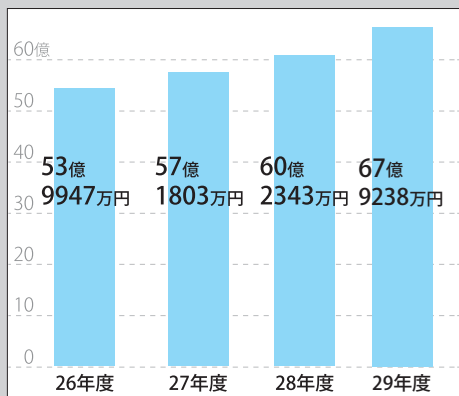
円グラフでみると、東神楽町の自主財源は歳入全体の35.2%、依存財源は64.8%の割合となっています。自主財源が多ければ多いほど、その自治体が進める行政サービスの自主性と安定性を確保できるといわれていますが、私たちの町の最も大きな財源は依存財源である地方交付税で、自主財源は歳入全体の約28%です。

健 全な財政運営には、歳入と歳出の均衡を維持しながら、経済情勢や町民の皆さんの要望に対応できるだけの弾力性が必要です。

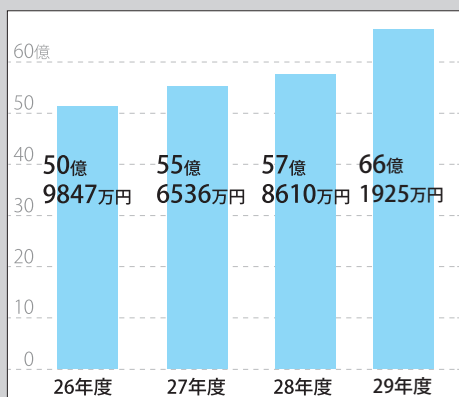
11ページにある財政指標の推移を經常収支比率で見ると、現在の町の財政構造は弾力性が低いことを示しています。東神楽町を取り巻く台所事情は年々厳しさを増していますが、今後も限りある財源を有効に活用しながら、町民の皆さんにとって満足のいくサービスを提供できるよう効果的な財政運営に努めていきます。

表で見る 一般会計（歳入・歳出）の推移 町税収入の状況

一般会計の歳入の推移（H26～29）



一般会計の歳出の推移（H26～29）



町税収入の状況

町税などは、町が直接収納し、自主的に使うことができる貴重な財源です。平成29年度の決算額は次のとおりです。

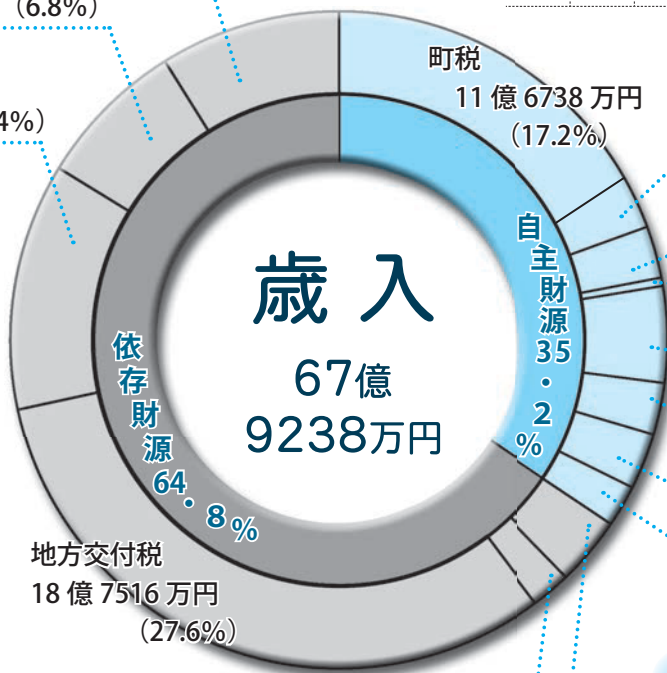
税目	29年度 決算額	28年度 決算額	増減額	29年度 徴収率
町民税	5億1833万円	5億547万円	1286万円	97.5%
固定資産税	4億7438万円	4億6618万円	820万円	97.6%
軽自動車税	2730万円	2617万円	113万円	99.0%
町たばこ税	6243万円	6422万円	▲179万円	100.0%
入湯税	1720万円	1729万円	▲9万円	100.0%
都市計画税	6676万円	6596万円	80万円	96.6%
国民健康保険税	98万円	152万円	▲54万円	13.2%
合計	11億6738万円	11億4681万円	2057万円	

グラフで見る 歳入・歳出の状況

町債 10億755万円 (14.8%)

道支出金 4億6466万円 (6.8%)

国庫支出金 7億395万円 (10.4%)



分担金および負担金 1億3026万円 (1.9%)

使用料および手数料 1億4540万円 (2.1%)

財産収入 2593万円 (0.4%)

繰入金 3億9314万円 (5.8%)

繰越金 2億3733万円 (3.5%)

諸収入 1億6498万円 (2.4%)

寄附金 1億2581万円 (1.9%)

地方交付税 18億7516万円 (27.6%)

地方譲与税 1億1413万円 (1.7%)

各種交付金 2億3670万円 (3.5%)
※内訳は下記のとおりです

各種交付金内訳 (内は構成比)	
利子割交付金	201万円 (0.0%)
配当割交付金	287万円 (0.1%)
株式等譲渡所得割交付金	291万円 (0.1%)
地方消費税交付金	1億8515万円 (2.7%)
ゴルフ場利用税交付金	663万円 (0.1%)
自動車取得税交付金	2144万円 (0.3%)
地方特例交付金	1463万円 (0.2%)
交通安全対策特別交付金	106万円 (0.0%)

平成29年度は次のとおり寄付をいただきました。いただいた寄付は東神楽町のため有意義に活用させていただきます。誠にありがとうございました。

- ・ふるさと納税 1億2388万円 (3805名)
- ・指定寄附 100万円 (1社)
- ・一般寄附 85万円 (1名、3団体)

商工費 2億6758万円 (4.0%)

諸支出金 3億1561万円 (4.8%)

議会費 4801万円 (0.7%)

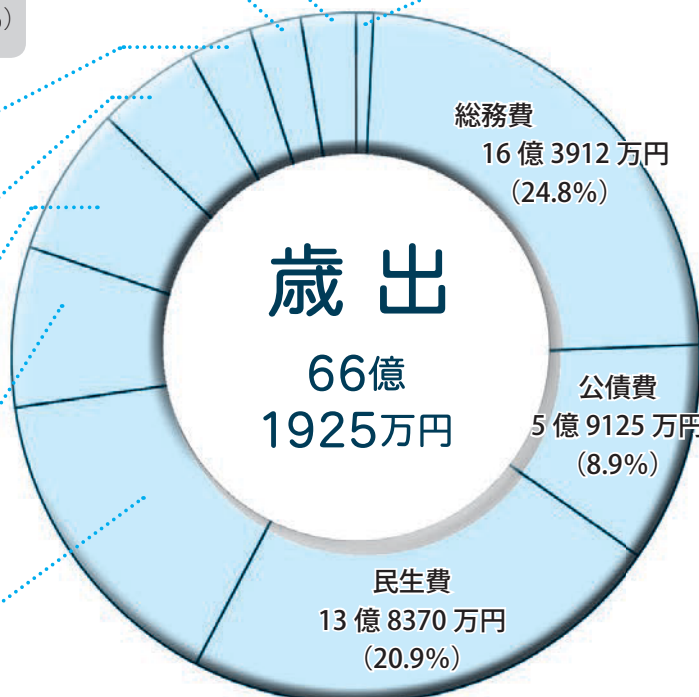
消防費 1億7551万円 (2.7%)

農林業費 2億6841万円 (4.1%)

衛生費 3億7126万円 (5.6%)

教育費 7億4324万円 (11.2%)

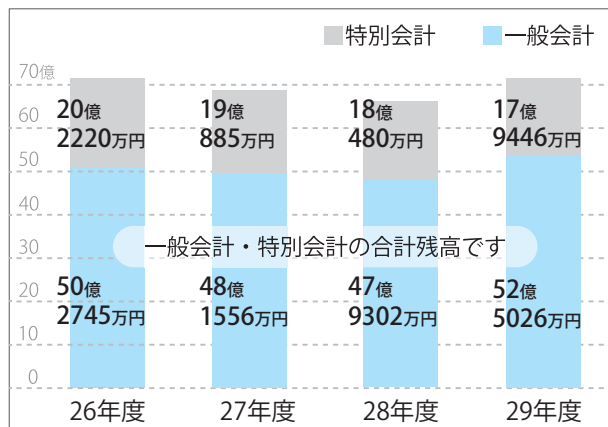
土木費 8億1556万円 (12.3%)



地方債の借入額と元利償還額の状況

	借入額	元利償還額 【()内は利子分】
26年度	3億4056万円	8億3070万円 (1億1223万円)
27年度	3億7619万円	8億1592万円 (9980万円)
28年度	5億7796万円	7億9096万円 (8640万円)
29年度	11億6446万円	7億9204万円 (7449万円)

地方債残高の状況



基金の状況

平成28年度末	現在高	15億2886万円
平成29年度	増額	3億1567万円
	減額	3億9314億円
平成29年度末	現在高	14億5139万円

基金とは、将来直面する多様な財政需要などに対応するため、毎年積み立てられているものです。平成29年度末の現在高は、7747万円減少し14億5139万円となりました。

平成29年度 特別会計決算状況

特別会計	歳入	歳出
① 国民健康保険診療施設特別会計	1億6354万円	1億5552万円
② 公共下水道特別会計	2億7911万円	2億7259万円
合計	4億4265万円	4億2811万円

平成29年度 企業会計決算状況

企業会計	収入	支出	差引	一般会計からの補助額	
③ 水道事業会計	収益	2億38万円	1億7782万円	2256万円	9811万円
	資本	1億7219万円	2億2379万円	▲5160万円	

これらの会計は、基本的に使用料などを主要な財源として事業を運営していますが、公益性や事業収支の実情から、一般会計からの繰入金によって収支の均衡を図っています。

③ 水道事業会計
私たちが安心して使用できる水を供給するために設置されている会計です。

② 公共下水道特別会計
日常生活に欠かせない公共下水道の整備や汚水処理のために設置されている会計です。

① 国民健康保険診療施設特別会計
町立国保診療所を運営するための会計です。

東神楽町には、次の3つの特別会計があります（平成29年度の決算額は表のとおり）。

特別会計とは、特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、法律や条例に基づき、経理を他の会計と区別するために設置しているものです。

平成29年度決算 地方債（借入金）の 残高状況など

公共事業を推進するために借り入れた地方債の平成29年度末残高は、一般会計が52億5026万円、特別会計が17億9446万円、合計70億4472万円となっており、前年度末より4億4690万円増加しています。



POINT!

どうして借金をするの？ ≫≫世代間の公平性

例えば、学校や体育館など多額の経費を要する施設を建設する場合、建設年度内の一般財源では賄いきれないという現実もありますが、今後何十年にもわたり多くの住民が利用するであろう施設の建設経費を一部の住民だけが負担するのは不公平となってしまいます。将来にわたってその施設を利用する住民が借金である地方債を返済するという形で少しずつ負担することで世代間の公平が保たれるのです。

平成29年度決算 特別会計の 決算概要

平成29年度決算 まちの財政状況を お伝えします

東神楽町の主要財政指標

	26年度	27年度	28年度	29年度
① 財政力指数	0.365	0.373	0.383	0.393
② 経常収支比率	88.1	87.2	88.3	89.7
③ 公債費負担比率	14.3	13.5	13.8	13.0
④ 実質公債費比率	10.3	9.4	9.1	9.0

自

自治体の財政状況をさまざまな角度から分析し、その健全性を判断する目安になるものに財政指標があります。ここでは、①財政力指数、②経常収支比率、③公債費負担比率、④実質公債費比率の4つの指標の数値から、現在の東神楽町の財政状況を見てみましょう。

① 財政力指数

まちの財政力を示す指標で、標準的な行政活動に必要な経費を自らの収入（税金など）で賄うことができる割合を示しています。この数値が「1」に近いまたは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされています。財政力指数の数値が「1」を下回る自治体には、国から地方交付税が交付され、「1」を超える場合には、必要な財源を自力で調達できると判断されるため、地方交付税の不交付団体となります。

東神楽町の平成29年度の財政力指数は0.393。前年度より0.01増加しています。

② 経常収支比率

まちの財政構造の弾力性を示す指標で、毎年度決まって支払う義務的経費（人件費や公債費、公共施設の維持管理費など）が一般財源（使途が制限されていない収入）のうちどの程度の比率を占めているかで判断します。

この比率が低いほど、臨時的な経費や独自の政策のためにお金を使うことができ、臨時的な財政需要に対応できる余力があります。

るとされています。町村では70%程度が望ましく、75%を超えると財政の硬直化が進んでいるとされています（平成28年度全国市町村の平均92.5%）。東神楽町の経常収支比率は89.7%で前年度から1.4%増加しています。

③ 公債費負担比率

6ページでお知らせした地方債（町の借入金）の返済額が、一般財源のうちどれくらいの割合を占めているかを表すものです。この数値が小さい方が財政への負担が少なく、一般的に15%を超えると財政硬直化の警戒ライン、20%以上になると危険ラインとされています。

東神楽町の公債費負担比率は13.0%。前年度より0.8%の減少となっています。

④ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計の地方債の返済額に、公営企業会計（公共下水道、水道事業）や一部事務組合（大雪消防組合、大雪清掃組合など）の地方債返済のために支出する一般会計からの繰出金や負担金を加えた返済額が、一般財源のうちどの程

度の比率を占めているかを示すものです。この比率が低いほど健全な財政運営が行われていると判断され、18%を超えると新たな地方債の発行にあたり国や道の許可が必要となり、25%以上で発行が制限されます。

東神楽町では、人口の増加に伴い、快適で住みやすい生活環境づくりや公共施設の整備など、さまざまなインフラ整備を行い、その財源の一部として地方債を活用してきました。このため平成18年度には、実質公債費比率が23%とピークを迎えましたが、平成18年に策定した『公債費負担適正化計画』に基づき将来負担の健全化に向けた取り組みを行い、平成29年度には9.0%と年々減少しています。



これらの指標は、町の財政状況をj知る『目安』の一つです。町では今後も限りある財源を最大限に有効活用し、住民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりに向けて努力を続けていきます。

財政健全化法に基づく東神楽町の財政状況

地

方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下『財政健全化法』という)が平成19年6月に成立・公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、基準比率以上となった場合には財政健全化計画などを策定する制度を定めるとともに、その計画の実施の促進を図り財政の健全化に資することを目的としています。

財政健全化法では、平成19年度決算から健全化判断比率等を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告、住民に対して公表することを義務付けています。

比率の算定となる東神楽町の会計区分

比率の算定区分 会計区分	一般会計	特別会計		一部事務組合、 広域連合 (※3)	地方三公社、 第三セクター等 (※4)
		公営企業会計			
		公営事業 (※1)	公営企業 (※2)		
① 実質赤字比率	○				
② 連結実質赤字比率	○	○	○		
③ 実質公債費比率	○	○	○	○	
④ 将来負担比率	○	○	○	○	○
⑤ 資金不足比率			○		

右記の指標のうち、①～④のいずれか1つでも早期健全化基準を超えた場合は、『早期健全化計画』となり、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化が求められるものとす。

さらに、①～③の指標のうち、いずれか1つでも財政再生基準を超えると『財政再生計画』となり、財政再生計画の策定が義務付けられ、地方債の起債制限を受けるなど、国等の関与による確実な再生が求められます。

また、⑤の比率が経営健全

早期健全化・再生に関する指標

(単位：%)

区分	平成29年度 決算数値	早期健全化 基準	財政再生 基準
① 実質赤字比率	—	15.0	20.0
② 連結実質赤字比率	—	20.0	30.0
③ 実質公債費比率	9.0	25.0	35.0
④ 将来負担比率	8.5	350.0	

公営企業の経営健全化に関する指標

(単位：%)

区分	平成29年度 決算数値	経営健全化基準
⑤ 資金不足比率		
水道事業会計	—	20.0
公共下水道特別会計	—	20.0

化基準を超えると、当該公営企業について経営健全化計画の策定が義務付けられ、経営の健全化が求められます。

【上表の会計区分詳細】

- ※1 国民健康保険特別会計
診療施設勘定
- ※2 公共下水道特別会計
水道事業会計
- ※3 大雪清掃組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪地区広域連合など
- ※4 東神楽町土地開発公社

① 実質赤字比率 $イ \div ア = -$ (※赤字額なし)

実質赤字比率とは、一般会計について、歳出に対する歳入の不足額を、標準財政規模(町の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模のこと)で割ったものです。

一般会計の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じていません(実質黒字比率5.20%)。このため『-』で記載しています。

東神楽町の標準財政規模 (ア) 32億6904万円

一般会計の実質収支額

会計名	歳入総額(1)	歳出総額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質収支額(4) (1)-(2)-(3)
一般会計	67億9238万円	66億1925万円	313万円	(イ) 1億7000万円

② 連結実質赤字比率 $[イ + ウ + エ + オ] \div ア = -$ (※赤字額なし)

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字額と黒字額を合算した歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模で割ったものです。すべての会計において実質赤字および資金不足がないため、連結実質赤字は生じていません(連結実質黒字比率 8.40%)。このため『-』で記載しています。

東神楽町の標準財政規模	(ア) 32億6904万円
一般会計の実質収支額	(イ) 1億7000万円

一般会計以外の特別会計(公営企業会計除く)

会計名	歳入総額(1)	歳出総額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質収支額(4) (1)-(2)-(3)
国民健康保険特別会計診療施設勘定	1億6354万円	1億5552万円	0円	(ウ) 802万円

公営企業会計に係る特別会計

会計名	歳入額(1)	歳出額(2)	算入地方債(3)	解消可能資金不足額(4)	資金不足額・剰余額(5) (1)-(2)+(3)+(4)
公共下水道特別会計	2億7911万円	2億7259万円	0円	0円	(エ) 652万円

会計名	流動資産(1)	流動負債(2) ※5	算入地方債(3)	解消可能資金不足額(4)	資金不足額・剰余額(5) (1)-(2)+(3)+(4)
水道事業会計	1億6223万円	7211万円	0円	0円	(オ) 9012万円

※5 控除企業債差引後の額

③ 実質公債費比率 $[A + B - C - D] \div [ア - C] = 9.0\%$

実質公債費比率とは、地方債の元利償還金や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で割ったもので、3か年の平均値です(単年度比率: H27 8.6%、H28 9.2%、H29 9.2%)。東神楽町の実質公債費比率は、7ページにあるように、年々減少に転じています。

区 分	平成29年度決算額
地方債元利償還金	(A) 5億9118万円
準元利償還金	(B) 1億9578万円
基準財政需要額に算入された公債費および準公債費	(C) 4億2105万円
公債費償還に係る特定財源	(D) 1億344万円
標準財政規模	(ア) 32億6904万円

④ 将来負担比率 $[E - F] \div [ア - G] = 8.5\%$

将来負担比率とは、将来的に負担することが見込まれる実質的な負債額(将来負担額)を把握し、負債の償還に充てることができる基金などを差し引いた額を、標準財政規模を基本とした額で割ったものです。この数値が大きいほど、将来見込まれる負担が大きいことを示しています。

区 分	平成29年度決算額
将来負担額	(E) 74億7419万円
充当可能財源等	(F) 72億3017万円
標準財政規模	(ア) 32億6904万円
算入公債費等の額	(G) 4億2105万円

⑤ 資金不足比率 $H \div I = -$ (※資金不足額なし)

資金不足比率とは、一般会計の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率のことです。公営企業ごとに算出することが義務付けられており、東神楽町では、公共下水道特別会計、水道事業会計の2つが該当します。いずれの公営企業会計も資金不足は生じていません(資金剰余比率…公共下水道 3.54%、水道事業 108.85%)。このため『-』で記載しています。

区 分	平成29年度決算額 (公共下水道特別会計)	平成29年度決算額 (水道事業会計)
資金不足額・剰余額	(H) 652万円	(H) 9012万円
事業の規模	(I) 1億8400万円	(I) 8279万円